

#### 第9条—プライバシー及び秘密

関係する個人のプライバシー及び個人情報に関する秘密は尊重されるべきである。そのような情報は、国際法、特に国際人権法に適合して、最大限可能な限り、その情報が集められ、同意を得た目的以外に使用され又は開示されるべきでない。

#### 第10条—平等、正義及び衡平

すべての人間が公正かつ衡平に扱われるために、人間の尊厳及び権利における基本的な平等は尊重される。

#### 第11条—差別の禁止及び偏見の禁止

個人及び集団は、いかなる理由によっても、人間の尊厳、人権及び基本的自由に関して差別され、偏見を持たれるべきでない。

#### 第12条—文化多様性及び多元主義の尊重

文化多様性及び多元主義の重要性は十分な考慮が払われるべきである。しかしそのような考慮は、人間の尊厳、人権及び基本的自由、並びに本宣言に定める原則を侵害し、その適用範囲を制限するために援用されない。

#### 第13条—連帯及び協力

この目的に向けての人の連帯及び国際協力は奨励される。

#### 第14条—社会的責任及び健康

a) 国民の健康及び社会の発展の促進は政府の中心的目的であり、社会の全ての部門が共有するものである。

b) 人種、宗教、政治的信条、社会経済的状況の差別なく、到達できる限りの最高の健康水準を享受することがすべての人間の基本的人権の一つであることを考慮し、科学技術の進歩は次のことを促進すべきである。

- (i) 健康は生命そのものにとって不可欠であり、社会的及び人間的価値とされるべきであるため、特に女性及び子どもの健康のためのものを含めて、質の高い医療及び必須医薬品を利用する機会の提供
- (ii) 十分な栄養及び水を利用する機会の提供
- (iii) 生活条件及び環境の改善
- (iv) あらゆる理由に基づく人の軽視及び排除の撤廃
- (v) 貧困、非識字者の削減

#### 第15条—利益の共有

a) あらゆる科学的研究及びその適用によって得られる利益は、社会全体で共有すべきであり、国際社会においては特に発展途上国と共有すべきである。この原則を実効的なものにするにあたり、利益は次のいかなる形態をも取ることができる。

- (i) 研究に参加した個人又は集団に対する、特別かつ持続的な支援及び承認
- (ii) 質の高い医療を利用する機会の提供
- (iii) 研究から生み出される新しい診断法及び治療法又は製品の提供
- (iv) 医療職務に対する支援
- (v) 科学的又は技術的知見を利用する機会の提供
- (vi) 研究を目的とした人材育成施設
- (vii) この宣言に定める原則に適合するその他の形態の利益

b) 利益は、研究に参加するための不適切な誘因となるべきではない。

#### 第 16 条—未来世代の保護

生命科学が未来世代に及ぼす影響（遺伝学的な構造に及ぼす影響も含む。）に十分な考慮が払われるべきである。

#### 第 17 条—環境、生物圏及び生物多様性の保護

人類とその他の生命体との相互関係、生物及び遺伝資源の適切な利用機会の提供及び使用の重要性、伝統的知識の尊重、並びに環境、生物圏及び生物多様性の保護における人間の役割について、十分な考慮を払う。

### 原則の適用

#### 第 18 条—意思決定及び生命倫理問題への取組

- a) 意思決定を行うに当たり、専門性、誠実性、インテグリティ、及び透明性が促進されるべきであり、特に利益相反の申告及び知識の適切な共有においては、尚更促進されるべきである。生命倫理の問題を扱い定期的に審査するに当たり、入手し得る最善の科学的知識及び方法論を利用するためにあらゆる努力がなされるべきである。
- b) 関係する個人及び専門家並びに社会全体が、定期的に対話を行うべきである。
- c) 関連するあらゆる見解の表明を求め、多元的な公開討論の機会を設けることが促進されるべきである。

#### 第 19 条—倫理委員会

次の目的のために、独立した学際的かつ多元的な倫理委員会が適切な段階で設立、促進及び、支援されるべきである。

- (i) 人間に関わる研究案件に関連する倫理的、法的、科学的及び社会的問題を評価すること。
- (ii) 医療現場における倫理的な問題について助言を提供すること。
- (iii) 科学技術の発展を評価し、勧告を行い、この宣言の適用範囲内の問題に関する指針の準備に貢献すること。
- (iv) 生命倫理に関する討論、教育、公衆の啓発及び関与を促進すること。

#### 第 20 条—危険性の評価及び管理

医学、生命科学及び関連技術に関する危険性の適切な評価及び十分な管理が促進されるべきである。

#### 第 21 条—国境を越える実施

- a) 国境を越える活動に従事する国家、私的又は公的機関及び専門家は、異なる国において全部又は一部が実施され、資金が提供され、又は継続されるこの宣言の適用範囲内のいかなる活動も、この宣言に定める原則に適合することを確保するために努力すべきである。
- b) 研究がひとつ又はそれ以上の国（受入国）で実施又は継続され、その資金が別の国家内の資金源より提供される場合、そのような研究は受入国及び資金提供者が存在する国において、適切な段階で倫理的な審査の対象とされるべきである。この審査はこの宣言に定める原則に適合する倫理的及び法律的基準に基づくべきである。
- c) 国境を越えて実施される医学研究は受入国のニーズに応えるべきであり、また、緊急の地球規模の健康上の問題の削減に貢献する研究の重要性が認識されるべきである。
- d) 研究契約を交渉する場合には、協同の条件及び研究の利益についての合意は、交渉当事者が平等に参加して設定すべきである。
- e) 各国は、バイオテロリズム及び臓器、組織、標本、遺伝資源又は遺伝関連物質の不